

# 医療機関等と調剤薬局での自己負担額を 合算して附加給付等を行います

平成25年4月受診分から、調剤とその処方せんを発行した医療機関等との自己負担額を合算して附加給付等の計算を行います(電子レセプトのみ対象)。

次に該当した場合は、給付が遅れることがありますのでご注意ください。

- ・月末に医科で処方せんの発行を受け、翌月に調剤薬局で薬を受けた場合

**給付のポイント** 薬局での処方はできるだけ同月中に受けることがお勧めです☺

- ・同じ医療機関で2回処方せんを受け1回ごとに違う調剤薬局で薬を受けた場合

**給付のポイント** 医療機関が同じ場合は、同じ調剤薬局で受けることがお勧めです☺